

児童扶養手当を受給されている方々へ

【令和7年4月分から】

○ 手当額は、以下のとおりです。所得に応じて決定されます。

区 分	子ども 1 人の場合 (月額)	子ども 2 人目以降の加算額 1 人につき (月額)
全部支給	46,690円	11,030円
一部支給	46,680円～11,010円	11,020円～5,520円

○ 手当の認定を受けた方は、次のような届け出等が必要です。

現況届	受給資格を有する方全員が毎年8月1日から8月31日までの間に提出します。 なお、2年間提出しないと、時効により受給資格が喪失となります。
額改定届・請求書	対象児童数に増減があったとき。
資格喪失届	受給資格がなくなったとき(下記の「注意してください!」にあてはまる場合です。)
その他の届	氏名、住所、銀行口座の変更、受給資格者が死亡したとき、所得の高い扶養義務者と同居又は別居したとき、新たに公的年金を受けることができるようになったとき、受給している年金額に変更が生じたときなど。

※届け出が提出されないと、手当の支給が遅れたり、受給資格がなくなったり、場合によっては手当を返還していただくことになりますので、忘れずに提出してください。

注意してください!

以下1～5に該当する場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。また、6～8に該当する場合は、手当の一部又は全部が支給停止になる可能性がありますので、必ず公的年金給付等受給状況届を提出してください。届け出をしないまま手当を受けると、その期間の手当を全額又は一部返還していただくことになります。また、偽り、その他不正な方法により手当を受けていたと判断された場合には、3年以下の懲役又は30万円以下の罰則に処されることがありますので十分ご注意ください。

- 1 手当を受けている母又は父が婚姻したとき(婚姻届を提出していなくても、異性と同居したり、異性の頻繁で定期的な訪問などがある場合も同じです。)
- 2 対象児童を監護、養育しなくなったとき(児童の婚姻や父又は母との同居、児童の施設入所など。)
- 3 遺棄されていた児童の父又は母が帰ってきたとき(安否を気づかう電話や手紙などの連絡、仕送りがあったときも同じです。)
- 4 児童の父又は母の拘禁が解除されたとき。
- 5 対象児童が亡くなったとき。
- 6 児童が父又は母の死亡による公的年金や労災による遺族補償を受けることができるとき。
- 7 受給資格者の配偶者に障害があり、児童が支給される公的年金給付の額の加算対象となっているとき。
- 8 受給資格者が公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等)を受けることができるとき。



©宮城県・旭プロダクション

お問い合わせ先

市 町 村 :

電話

宮城県子ども・家庭支援課 家庭生活支援班

電話 022-211-2633

児童扶養手当の一部支給停止措置について

よくある質問

Q 1 一部支給停止の対象となるのはどのような人ですか？

A 1 次のいずれか早いほうを経過する場合です。

- 1 手当の支給開始月の初日から起算して5年（平成22年8月1日において手当の支給を受けている父については、平成22年8月1日から起算して5年）
- 2 手当の支給要件（離婚や死別等）に該当した日の属する月の初日から起算して7年（平成22年8月1日において手当の支給要件に該当している父については、平成22年8月1日から起算して7年）

※ ただし、手当の認定請求（増額改定請求を含む）をした日（平成22年8月1日において手当の支給を受けている父の場合は同日）において3歳未満の児童を監護している場合は、当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したときとなります。

Q 2 対象者は必ず一部支給停止となるのでしょうか？

A 2 次のいずれかの事由（一部支給停止適用除外事由）に該当する場合には、関係書類を提出期限までに提出していただければ、これまでどおり手当を受給することができます。

- 1 就業している。
- 2 求職活動等の自立を図るための活動をしている。
- 3 身体上又は精神上の障害がある。
- 4 負傷又は疾病により就業することが困難である。
- 5 あなたが監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等にあり、あなたが介護する必要があるため、就業することが困難である。

Q 3 対象者はどのような手続きをしたらよいのですか？

A 3 対象となる方へは、該当する年の6月（1月から6月までに該当する場合はその前年の6月）に、お住まいの町村から通知があります。具体的には通知に記載されておりますが、「一部支給停止適用除外事由届出書」に一部支給停止適用除外事由別の関係書類を添えて、期限までに町村の児童扶養手当担当課に提出していただくこととなっております。不明な点は、お住まいの町村までお気軽にお問い合わせください。

認定請求等に関する標準処理期間について

認定請求等の処理の目安となる期間（標準処理期間）は、認定請求書等が提出された日の翌日から起算して「60日」となっています。

ただし、不備な書類を補正するための期間などは、この標準処理期間に含まれません。